



宮監公表第 21 号
令和 2 年 3 月 24 日

宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

梶 谷 欣也
荒 木 敏
前 本 尚 登
谷 口 真理子



令和元年度行政監査結果の公表について

地方自治法第199条の規定に基づく行政監査の結果を次のとおり公表します。

令和元年度

行政監査報告書

災害時の応急物資の備蓄及び管理について

宮崎市監査委員

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| 第1 監査の種類 | 1 |
| 第2 監査のテーマと目的 | 1 |
| 1 監査のテーマ | 1 |
| 2 監査の目的 | 1 |
| 第3 監査の実施概要 | 1 |
| 1 監査の実施時期 | 1 |
| 2 監査の対象 | 1 |
| 3 監査の着眼点 | 1 |
| 4 監査の実施方法 | 2 |
| 第4 監査意見 | 3 |
| 1 災害時の応急物資(備蓄品)の備蓄及び管理について | 3 |
| 2 備蓄に係わる周知について | 4 |
| 3 まとめ | 4 |
| 第5 監査の結果 | 6 |
| 1 備蓄品の整備について | 6 |
| 2 備蓄品の管理について | 8 |
| 3 備蓄品の保管について | 10 |
| 4 備蓄品の供給体制について | 12 |
| 5 市民や事業所への周知について | 14 |

参考資料（関係法令等）

〔凡例〕

- 1 文中及び表中に記載した数値は、対象部局から提出された資料及び調査表の回答に基づき作成した。
- 2 文中及び表中の比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示する。従って、比率の合計と内訳が一致しない場合がある。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項に基づく行政監査

第2 監査のテーマと目的

1 監査のテーマ

災害時の応急物資の備蓄及び管理について

2 監査の目的

平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、平成28年4月の熊本地震、また令和元年10月の東日本台風など、全国各地で発生している地震や台風等によって、毎年のように、数多くの死傷者や家屋の倒壊、土砂災害など甚大な被害がもたらされている。

本市においては、様々な災害に備え、速やかな対応を図るため、「宮崎市地域防災計画」が策定され、また下位計画である「宮崎市備蓄基本計画」に基づいて、非常食や飲料水などの備蓄が進められているが、これまで災害発生時に必要とされる応急物資の備蓄及び管理に関して、外部の視点によるチェックが行われる機会はなかった。

また、家庭内備蓄については、平成30年度に実施された「宮崎市のまちづくりに関する市民意識調査」の結果によると、家庭内で3日分以上の食料品を備蓄している市民の割合は約28%に留まっており、7割以上の市民が十分な非常食等の備蓄を行っていないなど、備蓄率の向上は喫緊の課題となっている。

言うまでもなく、災害への備えは、市民の生命・財産の保護、安全安心の確保に直結する重要な取組であり、災害時の応急物資（備蓄品）の備蓄や管理の状況、市民への周知等について、本市の実態を調査・検証することにより、本市の防災行政の効果的かつ効率的な運用の向上に資することを目的とした。

第3 監査の実施概要

1 監査の実施時期

令和元年11月18日から令和2年3月19日まで

2 監査の対象

災害時の応急物資の備蓄及び管理に関する事務を行っている部課

3 監査の着眼点

監査に当たっては、災害時の応急物資の備蓄及び管理に関する事務を行っている部課を対象に、次の着眼点に沿って実施した。

(1) 備蓄品の整備について

①備蓄計画等に基づき、必要かつ十分な品目、数量の応急物資の備蓄が整備されているか。

②備蓄目標値を下回っている場合は、計画的に購入されているか。

(2) 備蓄品の管理について

①適正に管理されているか。

- ②台帳の数値と実際の備蓄品の数量は整合がとれているか。
- ③定期的に在庫確認が行われているか。
- ④備蓄品の品質は確保されているか。使用期限を迎えた備蓄品の処分は適切か。

(3) 備蓄品の保管について

- ①備蓄倉庫等(*)の設置場所は適切か。
- ②備蓄品の保管環境は適切か。

(4) 備蓄品の供給体制について

- ①供給の備えは十分か。
- ②地域団体等との連携は図られているか。
- ③流通在庫備蓄について、供給の備えは十分か。

(5) 市民や事業所への周知について

- ①備蓄品やその保管場所について、市民や関係者への周知が図られているか。
- ②備蓄の必要性について、市民、地域、事業所の役割は周知されているか。

4 監査の実施方法

備蓄品の整備状況や管理状況等について調査表を用いて調査を行うとともに、必要に応じて関係課に対して聞き取りを行い、備蓄倉庫等の実地調査を行った。

* 備蓄倉庫等…本市では、各総合支所や地域センター等にある備蓄倉庫と、小・中学校等に配置している空き教室等のスペースを活用して、災害用の食糧等の備蓄が進められており、「宮崎市備蓄基本計画」の中では「備蓄倉庫等」と表記されている。

第4 監査意見

今回の行政監査では、本市の災害時における応急物資（備蓄品）の備蓄及び管理について、整備や管理の状況、また市民への周知等について本市の実態を調査・検証することにより、本市の防災行政の効果的かつ効率的な運用の向上に資することを目的として監査を行った。

調査結果については後述するが、次のとおり検討を要する事項が見受けられたことから、項目ごとに意見を述べる。

1 災害時の応急物資（備蓄品）の備蓄及び管理について

（1）備蓄品の整備について

現在の「宮崎市備蓄基本計画（以下、備蓄基本計画という。）」において、整備目標数を設定している備蓄品には非常食、飲料水、生活必需品（毛布・タオル等）があり、これらの備蓄は5年間で行っていくこととされており、今年度は4年目となっている。

本市が行う非常食の備蓄については、今年度末見込数は84,023食となり、整備目標数（105,000食）に対する充足率は80.0%となっている。飲料水（500mlペットボトル）の備蓄については、今年度末見込数は85,138本となり、整備目標数（88,080本）に対する充足率は96.7%となっており、いずれも年次の整備目標数を上回っている。また、生活必需品（毛布・タオル等）については、既に備蓄数が目標数を上回っていることから、現有数の維持に努められており、今年度末の充足率は100%を達成する見込と、概ね順調に整備が進められている。

一方、非常食及び飲料水については、年度末までに使用期限を過ぎるもののが今年度の購入数を超える数量となることから、年度末における保有数は年度当初を下回る見込となつた。備蓄基本計画においては、原則、現有数を下回らないように整備数の調整を行うこととされていることから、計画的な購入を検討されたい。また、来年度が整備計画の最終年度となることから、着実に整備を進められ、全ての備蓄品で目標数を達成されるよう努められたい。

さらに、ダンボール間仕切りやブルーシートなど、目標数を設定していない備蓄品についても、他自治体の災害対応事例や本市の実情を踏まえて調査・研究を進められているところであるが、備蓄の要望調査やアンケートなどの実施についても検討され、可能なものから早期に整備目標数を設定したうえで、着実に整備を進められたい。

（2）備蓄品の管理について

備蓄品の管理については、地域安全課が作成している備蓄出納簿によって一括管理されている。しかしながら、現地調査の結果、一部の備蓄倉庫等において出納簿にある在庫数と現物の数量が一致しないものが見受けられた。備蓄品の在庫数の把握は、災害時における避難者や被災者への円滑な供給を果たすために必要であり、また備蓄品の入れ替えや補充などの際の元となる備蓄計画の基本となるものである。今後は、各備蓄倉庫等に備蓄品のリストを備え、搬出入の際は受払簿に記入し定期的に棚卸しするなど、適正な数量管理に努められたい。

(3) 備蓄品の保管について

備蓄品の保管については、概ね品目ごとに整理整頓がなされ、備蓄倉庫等内に整然と保管されているが、一部には狭隘なスペースに備蓄品が積み上げられている箇所も見受けられた。施設の空きスペースを活用して設置されている備蓄倉庫等においては、十分なスペースを確保することが難しい箇所もあるが、災害時には、安全かつ速やかに備蓄品を搬出し、避難者や被災者の元へ供給できることが望ましいことから、安全面や衛生面に配慮し、適切な管理に努められたい。

(4) 備蓄品の供給体制について

避難所配備職員に対する研修は年1回実施されており、8割以上の対象者が受講している。引き続き、備蓄品の供給に携わる職員に対しての研修を継続的に実施されるとともに、全ての職員が研修を受けられるような取組について検討されたい。

また、市災害対策本部の本部対策室において備蓄倉庫等の施設内配置図は備えられていない。これは、備蓄品の輸送班に地域安全課の担当職員が配備されており、備蓄倉庫等を所管する各支部や各施設に連絡したうえで輸送を行うこととしているためとのことであった。輸送を行う職員間で情報を共有し速やかに搬出できるようにするために、施設ごとの備蓄倉庫等の配置図を備えることなど検討されたい。

さらに、流通在庫備蓄について、今年度の市総合防災訓練において、医薬品提供協定に基づいた調達訓練が実施されたところであるが、災害時における円滑な物資調達の実現に向け、協定先と連携し、災害を想定した訓練等の実施について積極的に検討されたい。

2 備蓄に係わる周知について

市の備蓄体制の周知や家庭内備蓄等の啓発については、市のホームページや広報紙を活用したり、出前講座やイベント等の機会を通じて行われたりしている。出前講座やイベント時における備蓄啓発のためのリーフレット配布実績は年々向上し、市民の備蓄に対する意識も高まってきていると考えられる。

一方で、平成30年度に実施された「宮崎市のまちづくりに関する市民意識調査」の結果によると、未だ7割以上の市民が3日分以上の備蓄を行っていないと回答しており、十分な状況には至っていない。

備蓄基本計画では、「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本であり、市民・事業所等においては、平常時から3日分以上の食料、飲料水及び生活必需品等を備蓄しておくことを原則とすることが示されている。市民一人ひとりの取組の積み重ねが全体の防災力を高めていくことに繋がることに鑑み、市民に対するなお一層効果的な周知啓発の方策について検討されたい。

3 まとめ

今年は、平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）から25年が経過し、また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）から9年目を迎えた。これら未曾有の地震や津波によって、多数の人命が失われるとともに、多くの市町村において壊滅的な被害がもたらされた。それ以降も、平成26年8月豪

雨による広島大規模土砂災害、平成28年4月熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨、令和元年房総半島台風及び東日本台風など、地震や大雨、台風等によって、国内では毎年のように数多くの死傷者や家屋の倒壊、土砂災害など甚大な被害がもたらされている。

本市においては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく「宮崎市地域防災計画（以下、防災計画という。）」が策定されており、平成26年3月に策定された南海トラフ巨大地震を想定対象とする「宮崎市防災アセスメント」において、被害修正が行われたことを受け、平成27年度に防災計画の見直しが行われている。防災計画は、災害対策基本法や宮崎県地域防災計画などとの整合を図りながら策定されており、その下位計画として備蓄基本計画が策定されている。

備蓄品については、備蓄基本計画に沿って使用期限を考慮しながら整備が進められており、備蓄品の品質が確保されるとともに、期限を迎えた非常食・飲料水も防災力の向上を図るため、地域の防災訓練等で啓発を兼ねて市民に配布するなど有効に活用されている。さらに、地域共生社会の実現に向けた支援という観点から、子ども食堂への提供などについても検討されたい。また、アレルギーに対応したアルファ米を非常食に取り入れ、粉ミルクと比較して有用性の高い液体ミルクを備蓄品に導入するなど、多様な避難者や被災者に配慮した品目の選定が行われている。

災害発生後、初動期における食料や飲料水、生活必需品の確保は、避難者や被災者への円滑な救助救護を行ううえで重要なことであるが、加えて、情報通信機能の進展に伴う社会情勢の変化や人口構造の変化に鑑み、避難所における生活環境の劣悪化を招くことのないよう避難者の多様化やプライバシー等に配慮するとともに、衛生面や疾病予防の観点からマスクや消毒薬など、必要な備蓄品の調査・研究を一層進められたい。

さらに、今後30年以内に70～80%の確率で起きると予測されている南海トラフ地震をはじめ、毎年のように襲来する台風や大雨などによるあらゆる災害等に備え、備蓄に対する市民等の理解を深めるための実効性のある取組も重要である。また、防災計画において職員の服務基準に「災害対応業務がすべての業務に優先して行われるため、全職員が本部員であるとの自覚を持ち」と掲げられ、備蓄基本計画には、「食料等については、持参することを原則とし、当面は、避難者等への備蓄物資の供給を優先することとする」と示されていることから、配備職員はもちろんのこと、全ての職員に対して常日頃から防災に係る意識の向上と自らの備蓄について、より一層の周知啓発を図られたい。

また、現在のところ、災害対策本部に従事する職員用の食糧等は備蓄されていないということであるが、初動体制確立への備えとして、防災計画に「災害対策本部の職員がその能力を最大限に發揮できるよう、常時3日分の職員用食糧等の備蓄に努める」と示されていることから、必要量の確保を図られたい。

災害時の備蓄体制については、自助・共助・公助の理念に基づき、市民、地域、事業所、本市等がそれぞれの役割を果たすことによって宮崎市全体で着実な整備を進められ、市民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりの実現に向け、今後ともより一層充実した備蓄への取組を期待するものである。

なお、今回の行政監査の対象とはしていないが、本市においては、家畜伝染病や感染症への対応のため、防護服やマスク、消毒薬などの備蓄を行っている課等がある。併せて備蓄品の適正な数量管理や適切な品質管理等に努められたい。

第5 監査の結果

今回の監査では、書類審査に併せて、備蓄品が保管されている備蓄倉庫等についての現地調査も行った。

これらの結果について、監査の着眼点ごとに述べる。

1 備蓄品の整備について

(1) 備蓄計画等に基づき、必要かつ十分な品目、数量の応急物資の備蓄が整備されているか。

平成28年2月25日に策定（平成31年3月31日改訂）された備蓄基本計画では、「災害時の備蓄体制の構築については、①自助（自らの力で行う）、②共助（事業者や自主防災組織等が助けあう）、③公助（公的機関が行う）の考え方により、実施する」とされている。

備蓄目標数については、平成26年3月に策定された「宮崎市防災アセスメント」の物資需要量（被災1日後）に基づき、算出されている。備蓄品整備計画による備蓄の負担割合は、家庭内備蓄・地域内備蓄・企業内備蓄が1/3、流通在庫備蓄が1/3、公的備蓄が1/3となっている。公的備蓄は市、県、協定先市町村等（県内市町村、中核市、樋原市）がそれぞれ1/3の割合で負担することとなっている。

非常食については、現在、アルファ米、アルファ米（おかゆ）、保存パンが整備されており、その他の食料については、主食や副食としての「レトルト食品」「缶詰」、補助食品としての「クラッカー」「ビスケット類」、また離乳食などについても、備蓄スペース等に配慮しながら、今後整備を検討していくこととされている。

また、飲料水については、備蓄目標数である3,414,000ℓのうち、本市の備蓄目標数は379,344ℓであり、飲料水の調達については防災計画における給水計画に基づき、浄水等の確保に努めるとともに、大規模災害発生時にはこれまで整備してきた緊急用浄水機6基を活用していくこととされている。このため、市が行う飲料水の備蓄については、災害発生初動期に緊急的に必要とされる飲料水を確保するための整備が進められている。市が行う飲料水の備蓄については、避難所避難者数（被災1日後）88,000人分のペットボトル（500ml）飲料水として、24本（500ml/本）×3,670箱（24本/箱）=88,080本を目標数としている。

目標数が設定されている備蓄品

| 品目 | 単位 | 備蓄目標数 |
|------------|----|-----------|
| 非常食 | 食 | 945,000 |
| 飲料水 | ℓ | 3,414,000 |
| 毛布 | 枚 | 148,000 |
| タオル | 枚 | 88,000 |
| 大人用紙おむつ | 枚 | 10,560 |
| 乳児用紙おむつ | 枚 | 59,347 |
| 生理用品 | 枚 | 42,973 |
| 災害時用トイレ | 基 | 440 |
| ポータブルトイレント | 張 | 440 |

本市の整備目標数と整備目標に対する充足率

令和2年2月20日現在

| 品目 | 単位 | 整備目標数(a) | 平成31年4月1日(b) | 充足率(b/a) | 令和元年度末見込(c) | 充足率(c/a) |
|------------------|----|----------|--------------|----------|-------------|----------|
| 非常食 | 食 | 105,000 | 90,438 | 86.1% | 84,023 | 80.0% |
| 飲料水(500mlペットボトル) | 本 | 88,080 | 87,696 | 99.6% | 85,138 | 96.7% |
| 毛布 | 枚 | 16,444 | 21,635 | 131.6% | 22,145 | 134.7% |
| タオル | 枚 | 9,777 | 29,441 | 301.1% | 29,441 | 301.1% |
| 大人用紙おむつ | 枚 | 1,173 | 1,758 | 149.9% | 1,758 | 149.9% |
| 乳児用紙おむつ | 枚 | 6,594 | 35,646 | 540.6% | 35,646 | 540.6% |
| 生理用品 | 枚 | 4,774 | 85,992 | 1,801.3% | 85,992 | 1,801.3% |
| 災害時用トイレ | 基 | 440 | 767 | 174.3% | 767 | 174.3% |
| ポータブルトイレテント | 張 | 440 | 500 | 113.6% | 500 | 113.6% |

非常食の整備数量（内訳）

令和2年2月20日現在

| 品目 | 単位 | 平成31年4月1日 | 令和元年度末見込 |
|------------|----|-----------|----------|
| アルファ米 | 食 | 29,300 | 41,600 |
| アルファ米（おかゆ） | 食 | 700 | 1,000 |
| 保存パン | 食 | 60,438 | 41,423 |
| その他の食料 | 食 | 0 | 0 |
| 合計 | 食 | 90,438 | 84,023 |

他方、目標数は設定されていないものの、備蓄倉庫等で保有されている備蓄品には、ダンボールベッド、ダンボール間仕切り、ブルーシート、敷マットがある。さらに、今年度新たに乳児用液体ミルク 288 本の整備が行われた。これは、ほ乳瓶の煮沸やお湯を沸かすことが不要である乳児用液体ミルクが国の認可を受けたことにより、平成31年3月から販売が始まったためである。また、備蓄品の調査・研究については、本市ならびに他自治体における災害対応や、被災者のニーズ等を踏まえ行っているとのことであったが、備蓄整備品目に係る要望調査やアンケートなどについては実施されていなかった。

目標数が設定されていない備蓄品

平成31年4月1日現在

| 品目 | 規格等 | 備蓄数量 |
|-----------|---------------------------|------|
| 乳幼児用粉ミルク | アレルギー対応の粉ミルク(1年6ヶ月保存) | — |
| ガソリン缶詰 | レギュラーガソリン(3年保存) | — |
| ウェットシート | 体拭き用ウェットタオル(5年保存) | — |
| トイレットペーパー | 真空パック包装トイレットペーパー(10年保存) | — |
| ダンボールベッド | 1,920mm×730mm×250mm程度 | 116 |
| ダンボール間仕切り | 2,000mm×2,000mm×1,000mm程度 | 100 |
| 簡易間仕切り | 本体寸法: W205×D205×H170cm程度 | — |
| ブルーシート | 5m×5m程度 | 590 |
| 敷マット | 自動膨張マット、アルミマット等 | 867 |

(2) 本市が整備する備蓄目標値を下回っている場合は、計画的に購入されているか。

現在の備蓄基本計画において、今年度は4年目となっている。非常食及び飲料水の整備計画では、策定から5年後にあたる来年度末（令和3年3月31日）までの整備完了を目

指している。

非常食については、年間 21,000 食ずつ 5 年間で整備を進め、整備目標数は 105,000 食としている。今年度は、21,000 食を購入したものの、27,415 食を処分することから、今年度末見込数は 84,023 食（年度当初比 6,415 食、7.1% 減）となり、今年度末時点で整備すべき 84,000 食を上回っている。目標数に対する充足率は、今年度末見込で 80.0% と、年度当初に比べて 6.1 ポイント低下する。

飲料水については、年間 17,616 本ずつ 5 年間で整備を進め、整備目標数は 88,080 本としている。今年度は、17,616 本を購入したものの、20,174 本を処分することから、今年度末見込数は 85,138 本（年度当初比 2,558 本、2.9% 減）となり、今年度末時点で整備すべき 70,464 本を上回っている。目標数に対する充足率は、今年度末見込で 96.7% と、年度当初に比べて 2.9 ポイント低下する。

非常食及び飲料水の整備については、いずれも今年度末における数量は年次の整備目標数を上回っている。一方で、備蓄基本計画において、原則、現有数を下回らないように整備数の調整を行うこととされているものの、それぞれ年度当初の数量を下回る結果となつた。これは、以前、大量に購入された備蓄品の使用期限が同時期に重なり、今年度処分を行つたためである。

また、生活必需品（毛布・タオル等）については、既に備蓄数が目標数を上回っていることから、現有数の維持に努められており、今年度末見込の充足率はいずれも 100% を上回っている。

今年度の非常食、飲料水の整備状況

令和2年2月20日現在

| 品目 | 単位 | 整備目標数 | 平成31年4月1日 (a) | 今年度購入数 (b) | 今年度処分数(見込) (c) | 令和2年3月31日(見込) (a)+(b)-(c) |
|-----|----|---------|------------------|---------------|-------------------|------------------------------|
| 非常食 | 食 | 105,000 | 90,438 | 21,000 | 27,415 | 84,023 |
| 飲料水 | 本 | 88,080 | 87,696 | 17,616 | 20,174 | 85,138 |

2 備蓄品の管理について

(1) 備蓄品は適正に管理されているか。台帳等の数値と実際の備蓄品の数量は整合が取られているか。

市内 67 箇所に設置されている備蓄倉庫等に保管されている備蓄品の品目や数量、保存期限の管理は、地域安全課の備蓄出納簿で一括管理されている。

また、年に 2,3 回程度、地域安全課が災害対策組織計画における各支部（総合支所、地域センター及び地域事務所）へ避難所開設時に市民に提供した備蓄品の品目、数量の照会を行い、その集計結果を地域安全課の備蓄出納簿に反映させて在庫の確認を行っている。

なお、施設側が独自に備蓄品の台帳管理を行っている備蓄倉庫等は 10 箇所（14.9%）であった。

令和元年12月16日現在

| 施設側による備蓄品の出納管理状況 | 備蓄倉庫等数(箇所) | 構成比率(%) |
|------------------|------------|---------|
| 独自の出納管理を行っている | 10 | 14.9 |
| 独自の出納管理を行っていない | 57 | 85.1 |
| 合 計 | 67 | 100.0 |

現地調査において、地域安全課が作成している備蓄品のリストと現物を確認したところ、一部の備蓄倉庫等で保存パンや飲料水などに数量が一致しないものがあった。これは、災害対応に伴う支部管内の移動や市民への提供数量の記録誤りによるものと考えられる。

備蓄倉庫等に備えられていた
備蓄品一覧表の例

(2) 備蓄品の品質は確保されているか。使用期限を迎えた備蓄品の処分は適切か。

備蓄品については、使用期限を過ぎたものはなく、品質は確保されている。

また、使用期限が近づいてきた備蓄品については、地域の防災訓練や防災イベント等で家庭内備蓄の啓発を兼ねて市民へ配布を行うこととしている。

なお、期限を過ぎた飲料水（500mlペットボトル）が、2箇所の備蓄倉庫（市総合体育館立体駐車場 1,368本、島山複合型津波避難施設 480本）に集約され、手洗いや湯せん用など生活用水としての活用を図るために保管されている。現地調査の結果、期限を過ぎた飲料水は、期限切れであることが明示され、飲料水とは区別して保管されていた。

令和元年12月16日現在

| 期限の過ぎた飲料水のある備蓄倉庫 | 500mlペットボトル(本) | 活用方法 |
|------------------|----------------|------|
| 市総合体育館立体駐車場 | 1,368 | 生活用水 |
| 島山複合型津波避難施設 | 480 | 生活用水 |
| 合 計 | 1,848 | |

期限の過ぎた飲料水の保管状況

市総合体育館立体駐車場



島山複合型津波避難施設



3 備蓄品の保管について

(1) 備蓄倉庫等の設置場所は適切か。

備蓄については、各総合支所や地域センター等の備蓄倉庫及び小・中学校等の空き教室等のスペースを活用して進められてきた。

災害発生時、物資の配給について要請を受けた場合は、これらの備蓄倉庫等から必要な量を要請先へ輸送する体制、いわゆる「分散備蓄方式」が備蓄の基本方針とされている。

備蓄倉庫等を設置する施設については、地理的な条件（洪水浸水想定区域や津波浸水想定区域、低地や崖下、河川の近くなど）や所在地の人口等を考慮して、施設管理者とともに施設の空きスペースや耐震性等を確認し、決定されている。

備蓄倉庫等の設置場所は、小中学校が 67 箇所中 29 箇所 (43.3%)、支所等が 13 箇所 (19.4%)、公民館等が 11 箇所 (16.4%) となっている。

備蓄倉庫等の設置場所

令和元年12月16日現在

| No. | 区分 | 施設数 | 構成比率(%) | 主な設置場所 |
|-----|--------|-----|---------|-------------------------------|
| 1 | 市立小中学校 | 29 | 43.3 | 小学校(17)、中学校(12) |
| 2 | 支所等 | 13 | 19.4 | 総合支所(2)、地域センター(6)、地域事務所(5) |
| 3 | 公民館等 | 11 | 16.4 | 公民館、交流センター、体育館など |
| 4 | 災害対応施設 | 3 | 4.5 | 津波避難タワー(2)、津波避難施設(1) |
| 5 | 指定管理施設 | 3 | 4.5 | 道の駅フェニックス、生目の杜(アイビースタジアム、管理棟) |
| 6 | 市施設以外 | 4 | 6.0 | 南九州大学、佐土原高等学校など |
| 7 | その他 | 4 | 6.0 | 旧中部事務所、旧去川小学校など |
| 合計 | | 67 | 100.0 | |

施設内における備蓄倉庫等の設置場所については、屋外設置が 13 箇所 (19.4%)、屋内設置が 54 箇所 (80.6%) であり、屋内設置では、1 階が 30 箇所 (44.8%)、2 階が 10 箇所 (14.9%) となっている。

令和元年12月16日現在

| 施設内における備蓄倉庫等の設置場所 | 箇所数 | 構成比率(%) |
|-------------------|-----|---------|
| 屋外 | 13 | 19.4 |
| 1階 | 30 | 44.8 |
| 2階 | 10 | 14.9 |
| 2, 3階 | 3 | 4.5 |
| 3階 | 10 | 14.9 |
| 4階 | 1 | 1.5 |
| 合計 | 67 | 100.0 |

(2) 備蓄品の保管環境は適切か。

備蓄品が保管されている倉庫や建物に雨漏りや損傷がないかなど、備蓄品が適切に保管できているかについて、地域安全課と施設管理者で隨時に点検確認が行われている。点検確認の実施時期は、地域の防災訓練や防災イベント等で活用する備蓄品の集荷を行う際とされている。

また、備蓄倉庫等内での備蓄品の保管状態について、備蓄品専用としているところが21箇所、施設の備品等と一緒に保管されているところが46箇所であった。

令和元年12月16日現在

| 備蓄倉庫等内の保管物状況 | 備蓄倉庫等数(箇所) | 構成比率(%) |
|-------------------|------------|---------|
| 備蓄品だけを保管している | 21 | 31.3 |
| 備蓄品以外の物も一緒に保管している | 46 | 68.7 |
| 合計 | 67 | 100.0 |

地域安全課は、新たに備蓄倉庫等を設置する際に、施設管理者に対して、備蓄品の保管にあたっては、市の備蓄品と施設の物を混同しないようにすることなどを要請している。

備蓄倉庫等内に市の備蓄品と一緒に保管されている物品は、施設の備品や消耗品、学校用教材、まちづくり推進委員会の備蓄品などであった。なお、家畜伝染病用の消毒剤と一緒に保管されている備蓄倉庫もあったが、現地調査の結果、消毒剤は梱包された状態で備蓄品と一緒に保管されることのないよう別のロッカー内に適切に保管されていた。

また、市の備蓄品と施設の物品等が混同されていないか、備蓄品が円滑に搬出できる状況になっているかなどについては、備蓄倉庫等の施設点検時に併せて確認されている。

現地調査の結果、備蓄品の保管状況については、概ね品目ごとに整理整頓がなされ、備蓄倉庫等内に整然と保管されており、備蓄品には各梱包材（ダンボール箱）に、品目、納入年度、数量、使用期限が記載されたラベルが分かりやすく表示されていた。しかし、一部には狭隘なスペースに施設の物品と一緒に保管されている備蓄品が積み上げられている箇所も見受けられた。

備蓄倉庫等内の保管状況

整然と保管されている例



天井近くまで積み上げられている例



4 備蓄品の供給体制について

(1) 備蓄品について、供給に対する備えは十分か。

備蓄品を備蓄倉庫等から各避難所へ配達するにあたっては、災害対策本部に輸送班を設置するとともに、「災害発生時における備蓄品輸送マニュアル」を参考に、物資の供給体制を確立することとしている。

さらに、一般社団法人宮崎県トラック協会との間に、災害時の緊急輸送に関する協定を締結し、供給に対する備えを行っている。

また、備蓄品の輸送や避難所での備蓄品の配布などに携わる職員に対して、研修が年1回行われており、併せてアレルギー対応など、備蓄品を配布する際の留意事項についても周知が行われている。今年度の研修の受講者数は449人（昨年度比267人、146.7%増）となっている。一方、参加率は、昨年度に比べ7.6ポイント低下し80.3%となった。

なお、対象者数は、559人で昨年度に比べて352人（170.0%）増加している。これは、昨年度は新規の避難所配備職員のみを対象としていたが、今年度は全ての避難所配備職員を対象としたことによるものである。

備蓄品の輸送や配布に携わる職員への研修状況

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------|--------|-------|
| 対象者数(人) | 207 | 559 |
| 受講者数(人) | 182 | 449 |
| 受講率 | 87.9% | 80.3% |

(2) 地域団体等との連携は図られているか。

市の備蓄体制のうち、家庭内備蓄・地域内備蓄・企業内備蓄の負担割合は1/3となつているものの、備蓄品の供給体制について地域団体等との連携は特段行っておらず、地域においてどの程度の備蓄が進められているかについては、把握できていない。

一方、備蓄基本計画においては、家庭内備蓄を原則としていることから、家庭内等の備蓄率の向上を図るため、家庭内備蓄や地域内備蓄の意義や必要性について、市民に対し継続的に広報、啓発が行われている。本市が行う出前講座では、地域まちづくり推進委員会や地域協議会、高齢者クラブといった地域団体と連携し、防災啓発（家庭内備蓄啓発）を進めている事例があった。

また、備蓄に係る地域団体等の関わりについては、市の備蓄倉庫等の中に、まちづくり推進委員会、自治会等の災害用備蓄品や資機材が市の備蓄品と一緒に保管されている事例や、私立学校等、地域にある本市施設以外の施設の空きスペースを市の備蓄倉庫等としている事例があった。

(3) 流通在庫備蓄について、供給の備えは十分か。

流通在庫備蓄に係る災害時協定について、20箇所の事業所と協定締結を行っている（令和元年10月30日現在）。協定内容は、避難者や被災者への救援物資（非常食、飲料水、食器類、日用品）の優先提供に係るもののが16事業所、災害対応型の自動販売機の機内在庫飲料水の無償提供及びペットボトル等の優先的な飲料水提供に係るもののが2事業所、飲料水の優先的な無償提供に係るもののが1事業所、災害時における医薬品等の供給に係るもののが1事業所となっている。

協定先となる締結対象について、原則、協会・組合などの業界団体を対象とし、単一企業については、全国的な企業もしくは協力内容がその企業にしかできない場合を締結対象とすることを前提に決定されている。

流通在庫備蓄については、これまで災害時協定に基づいて供給を行った実績はなく、現在のところ協定締結の拡充に向けた目標は設定されていないものの、災害時の対応をより円滑に行うための新たな協定候補先についての検討を行うこととしている。

このような中、令和2年1月26日に実施された市総合防災訓練において、薬剤師会が医薬品提供協定に基づきドラッグストアから物資の調達を行うという訓練が行われた。

流通在庫備蓄に係る災害時協定締結状況一覧

令和元年10月30日現在

| No. | 協定内容 | 協定先の民間事業所数 |
|-----|---|------------|
| 1 | 避難者や被災者への救援物資（非常食、飲料水、食器類、日用品）の優先提供 | 16 |
| 2 | 災害対応型の自動販売機の機内在庫飲料水の無償提供 ペットボトル等の優先的な飲料水提供 | 2 |
| 3 | 飲料水の優先的な無償提供 | 1 |
| 4 | 災害時における医薬品等の供給 | 1 |
| 合 計 | | 20 |

5 市民や事業所への周知について

- (1) 市の備蓄体制について、市民や関係者への周知が図られているか。また、備蓄の必要性について、市民、地域、事業所の役割は周知されているか。

備蓄体制について、本市の備蓄計画における基本的な考え方として、第一に「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本であり、市民・事業所等においては、平常時から3日分以上の食料、飲料水及び生活必需品等を備蓄しておくことを原則とし、これを推進することとされている。このため、本市の備蓄体制や備蓄の必要性について、市のホームページや広報紙、出前講座等を活用して市民等への周知啓発を行っている。

ホームページでは、備蓄体制や備蓄状況について「宮崎市の防災対策体制」や「防災計画」に、また、家庭での非常持出品や備蓄について「非常持ち出し袋・家庭における備蓄」に掲載されている。

また、広報紙では、毎年、特集を組み防災のための備えを中心とした内容を掲載し、家庭内備蓄の向上に向けた啓発を行っている。

市の広報紙の活用状況

| 掲載号 | 掲載内容 | 頁数 |
|----------|--------------------------------|------------|
| 2019年7月号 | 特集 事前の備えが被害を軽減します 風水害に備えよう！ | 見開き2ページ |
| 2018年6月号 | 特集 防災の心得 明日の「万が一」に備えて | 表紙、見開き6ページ |
| 2017年7月号 | 特集 明日の「万が一」に備えて 防災カルタで身を守る！ | 表紙、見開き4ページ |

出前講座では、備蓄啓発リーフレットの配布により、家庭内備蓄等の重要性についての周知を図っており、実績は、平成29年度が118件、平成30年度が120件、令和元年度（12月16日現在）が126件と、年々増加している。今年度の実績内訳は、自治会が47件（37.3%）、地域団体が31件（24.6%）となっており、半数以上は自治会及び地域団体で占められている。

このほか、宮崎みなとまつりや宮崎県防災の日フェアなどのイベントにおいて、パンフレットやリーフレットを配布するなどして、家庭内や地域内等の備蓄率向上を図っている。

備蓄啓発リーフレットの配布実績は、出前講座とイベントを合わせると、今年度（12月16日現在）は11,414枚と、昨年度の配布実績を786枚上回り、年々増加してきている。また、今年度は、新たに市主催の地域防災研修会の際にも配布を行ったこと等により、イベントでの配布実績が昨年度に比べて大幅に増加している。

備蓄啓発リーフレット等配布実績

| 区分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------|--|---|---|
| 出前講座での配布実績 | 118件 | 120件 | 126件 |
| | 6,801枚 | 10,328枚 | 9,794枚 (12月16日現在、予定を含む) |
| イベントでの配布実績 | 約650枚 | 約300枚 | 約1,620枚 |
| | ・宮崎みなとまつり2017 (5/5開催) ・宮崎県防災の日フェア (5/27,5/28開催) | ・宮崎みなとまつり2018 (5/5開催) ・宮崎県防災の日フェア (5/27開催) | ・宮崎みなとまつり2019 (5/5開催) ・宮崎県防災の日フェア (5/27開催) ・市地域防災研修会 (1/7開催) |

出前講座実績

| 区分 | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | |
|--------|--------|---------|--------|---------|-------|---------|
| | 件数 | 構成比率(%) | 件数 | 構成比率(%) | 件数 | 構成比率(%) |
| 自治会 | 44 | 37.3 | 31 | 25.8 | 47 | 37.3 |
| 地域団体 | 27 | 22.9 | 37 | 30.8 | 31 | 24.6 |
| 学校 | 10 | 8.5 | 9 | 7.5 | 17 | 13.5 |
| 企業・その他 | 37 | 31.4 | 43 | 35.8 | 31 | 24.6 |
| 合計 | 118 | 100.0 | 120 | 100.0 | 126 | 100.0 |

*令和元年度は、12月16日現在（予定を含む）の数値である。

*地域団体とは、地域まちづくり推進委員会や地域協議会、高齢者クラブ等である。

このように、備蓄体制の周知や備蓄率の向上に対する啓発については、様々な取組が行われてきていることから、「宮崎市のまちづくりに関する市民意識調査」における「あなたは、ご自身の家庭で、災害時に使える保存可能な食料品（インスタント食品・冷凍食品・缶詰・お菓子など）を備えていますか。（1人あたりの数を数えてください。）」という質問に対して、「備蓄を行っている」という回答が、平成27年度では62.3%であったが、平成30年度では7.7ポイント上昇して70.0%となっており、市民の備蓄に対する意識は高まっているものと考えられる。

一方、備蓄基本計画には「3日分以上の食料等の備蓄を推進する」と掲げられている。「3日分以上の備蓄を行っている」という回答は、平成27年度では24.3%であったが、平成30年度で3.7ポイント上昇の28.0%に留まっており、増加傾向はあるものの、まだ7割以上の市民が3日分以上の備蓄を行っておらず、家庭内備蓄の現状は依然として不十分な状況となっている。

備蓄に関する市民意識調査結果

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|----------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 4日分以上(a) | 6.0% | 6.4% | 7.2% | 8.0% |
| 3日分(b) | 18.3% | 20.0% | 17.1% | 20.0% |
| ①3日分以上の備蓄をしている (小計:a+b) | 24.3% | 26.4% | 24.3% | 28.0% |
| 2日分(c) | 21.1% | 23.5% | 26.9% | 25.8% |
| 1日分(d) | 16.9% | 16.9% | 18.7% | 16.2% |
| ②備蓄をしている (小計:a+b+c+d) | 62.3% | 66.8% | 69.9% | 70.0% |
| 備蓄をしていない | 36.4% | 29.9% | 28.6% | 27.7% |
| 無回答 | 1.2% | 3.2% | 1.5% | 2.2% |
| 全体 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

「宮崎市のまちづくりに関する市民意識調査」結果（平成27年度～平成30年度）から抜粋

参 考 資 料

| | |
|------------------------------------|---|
| 1 災害対策基本法（抜粋） | 1 |
| 2 宮崎市防災会議条例（抜粋） | 3 |
| 3 宮崎市地域防災計画（抜粋） | 3 |
| 4 宮崎市備蓄基本計画（抜粋） | 4 |
| 5 備蓄倉庫等内の備蓄品等保管状況（令和元年12月16日現在） | 6 |
| 6 災害発生時における備蓄品輸送マニュアル（抜粋）調整フロー | 8 |
| 7 流通在庫備蓄に係る災害時協定状況一覧（令和元年10月30日現在） | 9 |

1 災害対策基本法（抜粋）

（基本理念）

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限り的確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

（市町村の責務）

第五条 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2～3 省略

（市町村防災会議）

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2～5 省略

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例(第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約)で定める。

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるとときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(第四項において「当該市町村等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3～7 省略

2 宮崎市防災会議条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、宮崎市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 宮崎市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2)～(5) 省略

3 宮崎市地域防災計画（抜粋）

（風水害対策編第1章総則第1節計画の目的ほか）

宮崎市地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、宮崎市防災会議が作成する計画であって、宮崎市、宮崎県、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有效地に發揮して、地域における災害に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、地域の保全並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

（地震災害対策編第2章災害予防計画第16節食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給体制の整備）

第2項 食糧・飲料水・生活必需品の供給体制の整備

1. 備蓄物資計画

市は、災害発生直後は交通途絶等により住民生活に必要な物資が著しく不足することを踏まえ、必要な食糧、生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備を図るための備蓄基本計画を作成する。

- ア 災害に備えて緊急用食糧、生活必需品及び医薬品等の備蓄を図る。
- イ 備蓄物資のうち、賞味期限等のあるものは隨時入替えを行う。
- ウ 災害が発生した場合、すぐに使用できるよう、常時点検・整備を実施する。
- エ 市において新たな施設を建設する場合、備蓄倉庫が併設できないか検討する。
- オ 市の公的備蓄のみでは緊急に必要な食糧や生活必需品が不足することが想定されるため、緊急時における調達に万全を期するため、民間事業者と協定を締結する。

4 宮崎市備蓄基本計画（抜粋）

1. 本計画の位置付け

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震の規模がマグニチュード9.0と日本観測史上最大の地震災害となった。さらに、地震に伴う福島第一原子力発電所の事故は、甚大な被害を広大な範囲にもたらした。この震災による死者・行方不明者は約19,000人、建築物の全壊・半壊は39万戸以上、ピーク時の避難者は40万人以上にのぼり、各種ライフラインの寸断や高速道路、鉄道、港湾など都市基盤施設にも大きな損害を与えた。

この東日本大震災の発生は、国や県、地方自治体だけでなく、警察、消防、自衛隊等の防災関係機関に大きな脅威を与え、住宅の耐震化整備、避難所・避難施設の整備、食料・資機材等の備蓄などを含む各種の防災対策の整備に大きな教訓を与えることとなった。この教訓により、全国の自治体では防災対策の基本となる地域防災計画の見直しが進められている。

本市においても災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく宮崎市地域防災計画を策定しているところであるが、平成25年度に本市が行った南海トラフ巨大地震を想定対象とする「宮崎市防災アセスメント（地震・津波被害想定）調査」において、被害想定の修正が行われてきたことを受け、平成27年度に宮崎市地域防災計画の見直しが行われた。

このような中、今回、災害対策基本法に基づく宮崎市地域防災計画に包括的に記載された備蓄物資計画に基づき、その下位計画として「宮崎市備蓄基本計画（以下、「本計画」という。）」を策定するものである。

2. 基本的な考え方

本計画における災害時の備蓄体制の構築については、①自助（自らの力で行う）、②共助（事業者や自主防災組織等が助けあう）、③公助（公的機関が行う）の考え方により実施する。

また、備蓄体制については、市等が行う公的備蓄のほか、市民による平時からの家庭内備蓄の促進や、地域内備蓄、企業内備蓄、流通在庫備蓄等の考え方を踏まえ、市民・企業・行政が一体となって備蓄体制の整備を推進することを基本とする。

基本的な考え方として、第一に「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本であり、市民・事業所等においては、平常時から3日分以上の食料、飲料水及び生活必需品等（以下、「食料等」という。）を備蓄しておくことを原則とし、これを推進する。

本市における食糧等の備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資を補完する目的で行うものであるが、家屋の倒壊等による避難者に対し、一定量の食料等の備蓄を行うとともに、民間事業者や他自治体と事前に物資の供給に関する協定を締結し、災害時に必要な物資を速やかに調達できる体制を整えることとする。

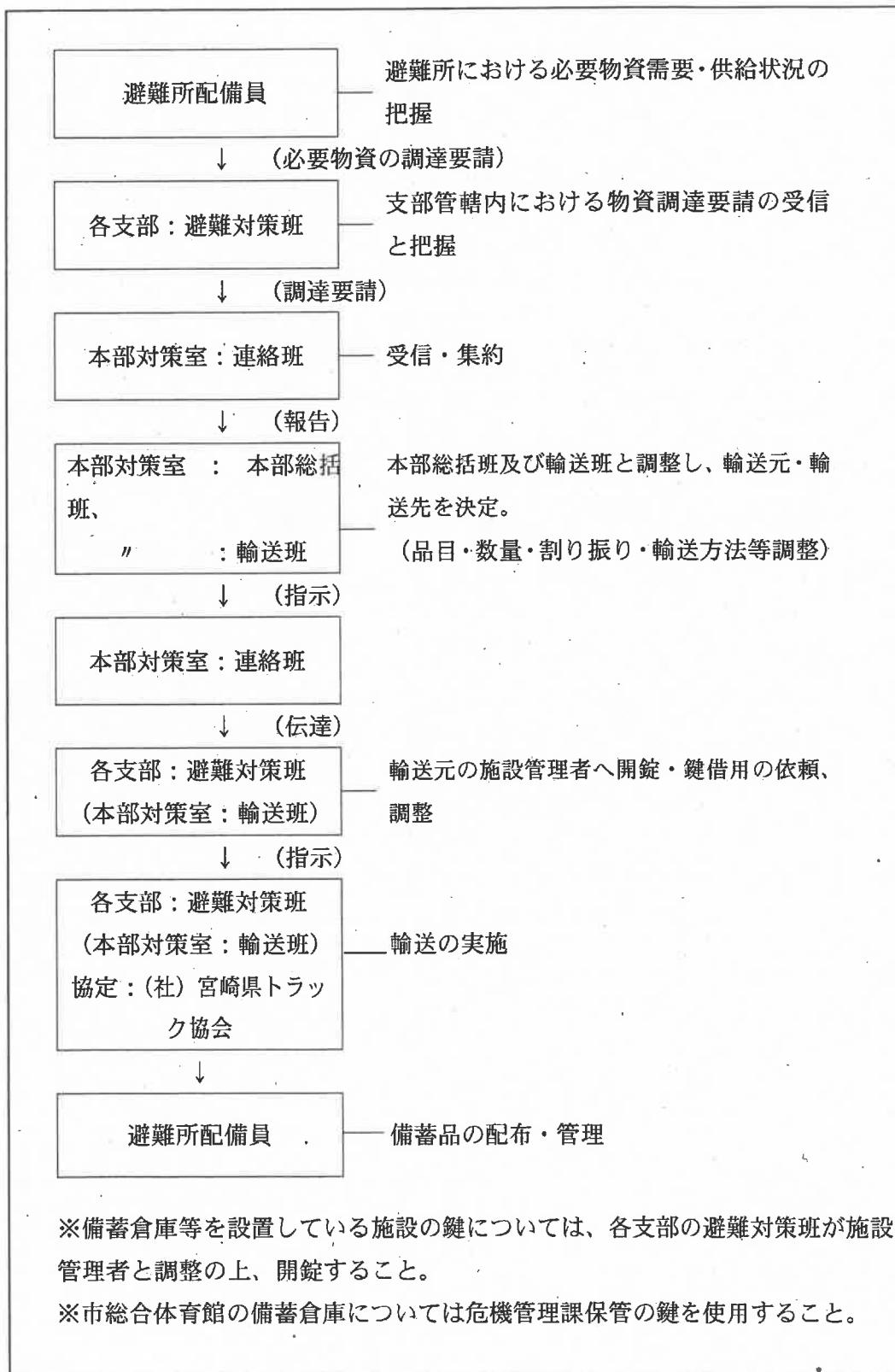
また、本計画の作成にあたっては、国の計画及び今後宮崎県が策定する指針等と調整することとし、今後、災害の被害想定や社会情勢の変化等により適宜修正していくものとする。

5 備蓄倉庫等内の備蓄品等保管状況（令和元年12月16日現在）

| No | 地区 | 場所等 | 備蓄内容 | 備蓄品以外の保管物 |
|----|-----|------------------|---|-------------------------------------|
| 1 | 穂 | 穂地域事務所備蓄倉庫 | ソフトパン、飲料水、毛布、タオル、緊急用浄水機 | 防災かまど、防災テント、災害用浄水装置、発電機、投光機等 |
| 2 | 穂 | 中央公民館 | ソフトパン、飲料水、毛布 | 空きロッカー、机、シート |
| 3 | 穂 | 穂小学校 | ソフトパン、飲料水、毛布、タオル、ブルーシート、災害時用トイレ | 発電機、投光機、ブランケット、災害時用トイレ、まち推進委員会の備蓄品等 |
| 4 | 青島 | 青島地域センター | ソフトパン、飲料水、毛布、タオル、緊急用浄水機、日用品セット、敷きマット | |
| 5 | 青島 | 道の駅フェニックス | ソフトパン、飲料水、毛布、タオル、生理用品、紙おむつ、肌着セット、ブルーシート、災害時用トイレ | 道の駅フェニックスの食品、水、缶詰等 |
| 6 | 青島 | 内海小学校 | ソフトパン、アルファ米、飲料水、毛布、タオル、ブルーシート、災害時用トイレ | |
| 7 | 赤江 | 赤江地域センター | ソフトパン、アルファ米、飲料水、毛布、タオル、ブルーシート | |
| 8 | 赤江 | 本郷小学校 | ソフトパン、アルファ米、飲料水、毛布、タオル、ブルーシート、災害時用トイレ | 運動会道具、簡易テント等 |
| 9 | 赤江 | 赤江中学校 | ソフトパン、飲料水、災害時用トイレ | まちづくり推進委員会の非常時、災害時利用の備蓄品 |
| 10 | 赤江 | 赤江東中学校 | ソフトパン、アルファ米、飲料水、災害時用トイレ | 生徒会室を兼ねている |
| 11 | 赤江 | 姫原津波避難タワー | ソフトパン、飲料水、毛布、タオル、ブルーシート、紙おむつ、災害時用トイレ | |
| 12 | 生目 | 生目の社アピースタジアム備蓄倉庫 | ソフトパン、アルファ米、飲料水、毛布、タオル、生理用品、紙おむつ、災害時用トイレ、緊急用浄水機、日用品セット、肌着セット、ダンボールベッド、ダンボール間仕切り | 生目の社運動公園所管の備品(カラーコーン、看板等) |
| 13 | 生目 | 生目の社管理棟備蓄倉庫 | ブルーシート | |
| 14 | 生目 | 生目の社遊古館 | 肌着セット、生理用品、紙おむつ、タオル、災害時用トイレ | 机、椅子、ダンボールベッド |
| 15 | 生目 | 生目地域センター | ソフトパン、飲料水、毛布、ブルーシート | 防災リュック、ヘルメット、タオル |
| 16 | 生目台 | 生目台西小学校 | ソフトパン、飲料水、災害時用トイレ | 机、椅子 |
| 17 | 生目台 | 生目台東小学校 | ソフトパン、飲料水、毛布、タオル、ブルーシート、災害時用トイレ | 理科実験用具等 |
| 18 | 生目台 | 生目台中学校 | ソフトパン、飲料水、災害時用トイレ | |
| 19 | 生目台 | 生目台地域事務所 | ソフトパン、アルファ米、飲料水、毛布 | 書類、ロッカー、交流センター業務に関する物品等 |
| 20 | 大塚 | 大塚小学校 | ソフトパン、アルファ米、飲料水、毛布、タオル、ブルーシート | 机・椅子 |
| 21 | 大塚台 | 大塚台地域事務所2階 | ソフトパン、アルファ米、飲料水、毛布、タオル、生理用品、紙おむつ、緊急用浄水機、ダンボールベッド、ダンボール間仕切り | 図面等 |
| 22 | 大宮 | 大宮中学校 | ソフトパン、災害時用トイレ | |
| 23 | 大宮 | 池内小学校 | ソフトパン、飲料水、災害時用トイレ | 卓球台、ホワイトボード、長机、椅子、運動会備品、ロッカー等 |
| 24 | 大宮 | 大宮地域事務所 | ソフトパン、飲料水、毛布 | マット、ボール |
| 25 | 大淀 | 大淀小学校備蓄倉庫 | ソフトパン、飲料水、毛布、災害時用トイレ | 発電機、投光機 |
| 26 | 大淀 | 大淀中学校備蓄倉庫 | ソフトパン、アルファ米、飲料水、毛布、哺乳瓶、タオル、ブルーシート、災害時用トイレ | |
| 27 | 小戸 | 小戸小学校 | ソフトパン、アルファ米、飲料水、毛布、敷きマット、タオル、災害時用トイレ | まちづくり推進委員会の備蓄品 |
| 28 | 北 | 宮崎北中学校体育館 | ソフトパン、飲料水、毛布、災害時用トイレ | |
| 29 | 北 | 北地域センター | ソフトパン、アルファ米、飲料水、毛布、タオル | 会議用机、イス、リサイクルペーパー、家畜伝染病用の消毒剤等 |
| 30 | 木花 | 木花地域センター | ソフトパン、飲料水、毛布、日用品セット、タオル | |
| 31 | 木花 | 木花中学校 | ソフトパン、飲料水、毛布、タオル、ブルーシート、緊急用浄水機、災害時用トイレ | キャビネット、机等の備品類 |
| 32 | 木花 | 学園木花台小学校 | ソフトパン、飲料水、タオル、災害時用トイレ | 机等備品類 |
| 33 | 木花 | 競洲小学校 | ソフトパン、飲料水、毛布、タオル、ブルーシート、災害時用トイレ | 椅子、掃除機、延長コード |

| No | 地区 | 場所等 | 備蓄内容 | 備蓄品以外の保管物 |
|----|-----|-------------|--|-------------------------|
| 34 | 木花 | 島山複合型津波避難施設 | ソフトパン、飲料水、毛布、ブルーシート、紙おむつ、タオル、災害時用トイレ | 住民の非常持出リック、パイプ椅子等 |
| 35 | 小松台 | 小松台小学校 | ソフトパン、飲料水、毛布、タオル、災害時用トイレ | まちづくり委員会や各自治会の災害用の備蓄品 |
| 36 | 清武 | 清武総合支所庁舎 | ソフトパン、アルファ米、飲料水、タオル、生理用品、紙おむつ、ブルーシート、敷きマット、ダンボールベッド | |
| 37 | 清武 | 清武地区交流センター | ソフトパン、飲料水、毛布、敷きマット | 掃除用具 |
| 38 | 清武 | 加納中学校 | ソフトパン、飲料水、ブルーシート、災害時用トイレ | 美術教材、生徒の作品等 |
| 39 | 清武 | 加納地区交流センター | ソフトパン、飲料水、毛布、タオル、生理用品、紙おむつ、災害時用トイレ | 机、ホワイトボード |
| 40 | 清武 | 大久保小学校 | ソフトパン、飲料水、ブルーシート、災害時用トイレ | 長机、棚、マット等 |
| 41 | 清武 | 清武中学校 | ソフトパン、飲料水、災害時用トイレ | |
| 42 | 佐土原 | 佐土原体育馆 | ソフトパン、アルファ米、飲料水、毛布、タオル、生理用品、紙おむつ、災害時用トイレ、ブルーシート、敷きマット、ダンボールベッド | |
| 43 | 佐土原 | 佐土原小学校備蓄倉庫 | ソフトパン、飲料水、災害時用トイレ | 体育用具・プラカード |
| 44 | 佐土原 | 広瀬西小学校備蓄倉庫 | ソフトパン、飲料水、災害時用トイレ | 学校用教材 |
| 45 | 佐土原 | 佐土原地区交流センター | ソフトパン、飲料水 | |
| 46 | 佐土原 | 広瀬地区交流センター | ソフトパン、飲料水、毛布、ブルーシート、生理用品、紙おむつ、タオル、災害時用トイレ | |
| 47 | 佐土原 | 二ツ立津波避難タワー | ソフトパン、飲料水、毛布、ブルーシート、紙おむつ、タオル | |
| 48 | 佐土原 | 佐土原高等学校 | ソフトパン、飲料水、毛布、災害時用トイレ | イベント看板・保健用具(座高測定器等)・刈払機 |
| 49 | 住吉 | 住吉地域センター | ソフトパン、アルファ米、飲料水、毛布、日用品セット、ブルーシート、緊急用浄水機、タオル | |
| 50 | 住吉 | 住吉中学校 | ソフトパン、飲料水、災害時用トイレ | 式典看板、プランター台 |
| 51 | 住吉 | 宮崎日大中学・高等学校 | ソフトパン、飲料水 | |
| 52 | 高岡 | 高岡農村改善センター | ソフトパン、飲料水、毛布、敷きマット、ダンボールベッド | 図面立て |
| 53 | 高岡 | 高岡小学校 | ソフトパン、アルファ米、飲料水、毛布、生理用品、紙おむつ、タオル、災害時用トイレ | 小学校備品、机、椅子 |
| 54 | 高岡 | 移住団地センター | ソフトパン、飲料水、毛布、ブルーシート、生理用品、紙おむつ | |
| 55 | 高岡 | 旧去川小学校備蓄倉庫 | ソフトパン、飲料水、毛布、ブルーシート、生理用品、紙おむつ、災害時用トイレ | キャビネット、机、椅子 |
| 56 | 高岡 | 高岡交流プラザ | ソフトパン、飲料水、毛布 | 書類 |
| 57 | 田野 | 田野総合支所庁舎 | ソフトパン、アルファ米、飲料水、毛布、ブルーシート、生理用品、紙おむつ、タオル、ダンボールベッド、災害時用トイレ | |
| 58 | 田野 | 田野体育馆 | ソフトパン、飲料水、毛布、ブルーシート、敷きマット、生理用品、紙おむつ、タオル、災害時用トイレ | 体育馆用消耗品 |
| 59 | 田野 | 田野西地区公民館 | ソフトパン、飲料水、毛布、ブルーシート、生理用品、紙おむつ、タオル、災害時用トイレ | 公民館用備品 |
| 60 | 中央東 | 宮崎東中学校体育馆 | 飲料水、毛布、ブルーシート、タオル、災害時用トイレ | |
| 61 | 中央東 | 市総合体育馆立体駐車場 | ソフトパン、アルファ米、飲料水、毛布、ブルーシート、敷きマット、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、タオル、ダンボール簡仕切り、ダンボールベッド、災害時用トイレ | 人事課のガウン、手袋、マスク、作業着等 |
| 62 | 中央西 | 中央西地域事務所 | ソフトパン、アルファ米、飲料水、毛布、敷きマット、ダンボールベッド | 交差点センターの備品等(座布団など) |
| 63 | 中央西 | 西池小学校 | ソフトパン、飲料水、毛布、ブルーシート、タオル、災害時用トイレ | 机 |
| 64 | 中央西 | 南九州大学 | ソフトパン、飲料水 | 大学の備蓄品(水・非常食)、文書ファイル |
| 65 | 中央西 | 宮崎大学附属中学校 | ソフトパン、飲料水 | 学校の備蓄品(水・非常食)、体育教材 |
| 66 | 中央西 | 旧中部事務所 | ソフトパン、飲料水 | コピー機、事務用品等 |
| 67 | 東大宮 | 東大宮中学校 | ソフトパン、飲料水、毛布、タオル、災害時用トイレ | 教材・体育大会の道具等 |

6 災害発生時における備蓄品輸送マニュアル（抜粋）調整フロー



7 流通在庫備蓄に係る災害時協定状況一覧（令和元年10月30日現在）

| No. | 協定先 | 協定内容 |
|-----|--------------------------------|---|
| 1 | 株式会社 橋百貨店 | 避難者や被災者への救援物資(非常食、飲料水、食器類、日用品)の優先提供 |
| 2 | 株式会社 宮崎山形屋 | 避難者や被災者への救援物資(非常食、飲料水、食器類、日用品)の優先提供 |
| 3 | 生活協同組合コープみやざき | 避難者や被災者への救援物資(非常食、飲料水、食器類、日用品)の優先提供 |
| 4 | 宮崎県製パン協同組合 | 避難者や被災者への救援物資(非常食、飲料水、食器類、日用品)の優先提供 |
| 5 | 株式会社 永野 (うめこうじ・ながの屋) | 避難者や被災者への救援物資(非常食、飲料水、食器類、日用品)の優先提供 |
| 6 | 株式会社 ハツトリー | 避難者や被災者への救援物資(非常食、飲料水、食器類、日用品)の優先提供 |
| 7 | 株式会社 サンリブ | 避難者や被災者への救援物資(非常食、飲料水、食器類、日用品)の優先提供 |
| 8 | 株式会社 山形屋ストア | 避難者や被災者への救援物資(非常食、飲料水、食器類、日用品)の優先提供 |
| 9 | イオン九州 株式会社 イオン宮崎店 | 避難者や被災者への救援物資(非常食、飲料水、食器類、日用品)の優先提供 |
| 10 | 株式会社 南九州ファミリーマート | 避難者や被災者への救援物資(非常食、飲料水、食器類、日用品)の優先提供 |
| 11 | イズミヤ株式会社 宮崎店 | 避難者や被災者への救援物資(非常食、飲料水、食器類、日用品)の優先提供 |
| 12 | マックスバリュ九州 株式会社 マックスバリュ宮崎事業部 | 避難者や被災者への救援物資(非常食、飲料水、食器類、日用品)の優先提供 |
| 13 | 株式会社 エーコープみやざき | 避難者や被災者への救援物資(非常食、飲料水、食器類、日用品)の優先提供 |
| 14 | イオンストア九州 株式会社 | 避難者や被災者への救援物資(非常食、飲料水、食器類、日用品)の優先提供 |
| 15 | NPO法人 コメリ災害対策センター | 避難者や被災者への救援物資(非常食、飲料水、食器類、日用品)の優先提供 |
| 16 | コカ・コーラウエスト 株式会社 | ①災害対応型の自動販売機の機内在庫飲料水の無償提供 ②ペットボトル等の優先的な飲料水提供 |
| 17 | サントリービバレッジサービス 株式会社 宮崎支店 | ①災害対応型の自動販売機の機内在庫飲料水の無償提供 ②ペットボトル等の優先的な飲料水提供 |
| 18 | 宮崎県農協果汁 株式会社 | 飲料水の優先的な無償提供 |
| 19 | 株式会社 ハンズマン | 避難者や被災者への救援物資(非常食、飲料水、食器類、日用品)の優先提供 |
| 20 | 日本チェーンドラッグストア協会 宮崎県支部 | 災害時における医薬品等の供給 |